

	4. 都市計画費	都市計画マスタープラン策定事業	14,762
		歴史的風致維持向上計画策定事業	6,023
		六地蔵地区道路整備事業	19,000
		黄檗公園再整備事業	30,216
	5. 住宅費	ウトロ地区住環境改善事業	166,065
10. 教育費	1. 教育総務費	へき地校給食運搬用中温冷凍車購入事業	2,000

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前					補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
道路整備事業債	290,000	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	484,600	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
街路整備事業債	27,000	同上	同上	同上	6,300	同上	同上	同上	同上	同上

令和3年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計

補正予算（第1号）

令和3年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,404千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,190,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		2,420,496	24,687	2,445,183
	1. 後期高齢者医療保険料	2,420,496	24,687	2,445,183

3. 繰入金		652,942	10,351	663,293
	1. 一般会計繰入金	652,942	10,351	663,293
4. 繰越金		0	8,366	8,366
	1. 繰越金	0	8,366	8,366
歳入合計		3,147,000	43,404	3,190,404

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 総務費		62,691	△2,679	60,012
	1. 総務管理費	57,201	△2,679	54,522
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2,959,422	46,079	3,005,501
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,959,422	46,079	3,005,501
4. 諸支出金		7,501	4	7,505
	2. 繰出金	0	4	4
歳出合計		3,147,000	43,404	3,190,404

令和3年度宇治市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度宇治市の介護保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ386,394千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,769,576千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
7. 繰入金		2,701,788	△9,609	2,692,179
	1. 一般会計繰入金	2,555,034	△9,609	2,545,425
8. 繰越金		218,182	396,003	614,185
	1. 繰越金	218,182	396,003	614,185
歳入合計		16,383,182	386,394	16,769,576

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
1. 総務費		313,838	△9,609	304,229

	1. 総務管理費	177,266	△9,609	167,657
4. 基金積立金		7,247	396,003	403,250
	1. 基金積立金	7,247	396,003	403,250
歳出合計		16,383,182	386,394	16,769,576

令和3年度宇治市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度宇治市の墓地公園事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,000千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2. 諸 収 入		22	13,000	13,022
	2. 雑 入	21	13,000	13,021
歳入合計		46,200	13,000	59,200

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
3. 諸 支 出 金		14,537	13,000	27,537
	1. 繰 出 金	14,537	13,000	27,537
歳出合計		46,200	13,000	59,200

宇治市告示第45号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示します。

令和4年4月8日

宇治市長 松村 淳子

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712 00463	医療法人栄仁会 デイサービスセンターおおわだの郷	医療法人 栄仁会	令和4年 3月31日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
	宇治市玉ケ庄折坂55番地			

宇治市告示第46号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年4月8日から14日間
令和4年4月8日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
新田久保線	広野町寺山6番地 広野町寺山7番地の1	前	5.6 ～5.7	15.4	
	広野町寺山6番地 広野町寺山7番地の1	後	6.0	15.4	
桐生谷東裏線	広野町桐生谷98番地 広野町桐生谷93番地の2	前	5.6 ～5.7	12.4	
	広野町桐生谷93番地の2 広野町桐生谷93番地の2	後	5.7 ～6.0	12.4	
	五ヶ庄広岡谷2番地の189 五ヶ庄広岡谷2番地の219	前	5.0 ～9.0	30.7	
五ヶ庄182号線	五ヶ庄広岡谷2番地の189 五ヶ庄広岡谷2番地の219	後	6.0 ～11.0	30.7	
	五ヶ庄広岡谷2番地の189 五ヶ庄広岡谷2番地の745	前	5.1 ～5.9	34.9	
五ヶ庄185号線	五ヶ庄広岡谷2番地の189 五ヶ庄広岡谷2番地の745	後	5.4 ～6.0	34.9	
	五ヶ庄戸ノ内48番地の6 五ヶ庄戸ノ内48番地の94	前	6.0 ～15.2	26.8	
五ヶ庄202号線	五ヶ庄戸ノ内48番地の6 五ヶ庄戸ノ内48番地の94	後	6.0 ～14.0	25.4	
	五ヶ庄戸ノ内48番地の111 五ヶ庄戸ノ内48番地の21(右)	前	6.9 ～9.1	49.5	
五ヶ庄221号線	五ヶ庄戸ノ内48番地の111 五ヶ庄戸ノ内48番地の21(右)	後	7.2 ～9.7	49.5	

宇治市告示第47号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年4月8日から14日間
令和4年4月8日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
新田久保線	広野町寺山6番地 広野町寺山7番地の1	令和4年4月8日

桐生谷東裏線	広野町桐生谷93番地の2 広野町桐生谷93番地の2	令和4年4月8日
五ヶ庄182号線	五ヶ庄広岡谷2番地の189 五ヶ庄広岡谷2番地の219	令和4年4月8日
五ヶ庄185号線	五ヶ庄広岡谷2番地の189 五ヶ庄広岡谷2番地の745	令和4年4月8日
五ヶ庄221号線	五ヶ庄戸ノ内48番地の111 五ヶ庄戸ノ内48番地の21(右)	令和4年4月8日



宇治市公告第15号

大久保町井ノ尻配水管改良工事に係る条件付一般競争入札について

大久保町井ノ尻配水管改良工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 大久保町井ノ尻配水管改良工事
- (2) 工事場所 宇治市大久保町井ノ尻地内ほか
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

<夜間工事>

D I P - G X	φ 3 0 0	L = 3. 0 m
D I P - G X	φ 3 5 0	L = 7. 3 m
D I P - G X	φ 4 0 0	L = 8 1. 9 m
H I V P	φ 1 0 0	L = 1 4. 6 m
D I P - P N	φ 4 0 0	L = 4 6. 4 m
弁栓類		N = 1 1 基
不断工		N = 7 箇所
小口径推進工（泥水式）	φ 6 0 0	L = 4 4. 2 m
立坑工		一式
補助地盤改良工		一式
既設管撤去工		一式

(4) 工 種 水道施設工事

(5) 工事期間 契約日から令和4年12月21日まで 224日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基

づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における水道施設の総合評価値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調査書
- ② 配置予定現場代理人調査書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

- ② 配布期間

令和4年3月25日 午前9時から

令和4年3月31日 午後2時まで

- ③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出

- ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着

させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和4年3月25日 午前9時から

令和4年3月31日 午後2時まで

- (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和4年4月12日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

- (4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された確認申請書等は返却しない。

- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書配布

- (1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

- (2) 配布期間

令和4年3月25日 午前9時から

令和4年4月27日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

- (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

- (2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

- (3) 質疑の受付期間

令和4年3月25日 午前9時から

令和4年4月13日 正午まで

- (4) 回答

回答については、令和4年4月19日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

- (1) 入札期間

令和4年4月26日 午前9時から午後6時まで

令和4年4月27日 午前9時から午後2時まで

- (2) 開札日時

令和4年4月28日 午前9時

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札